

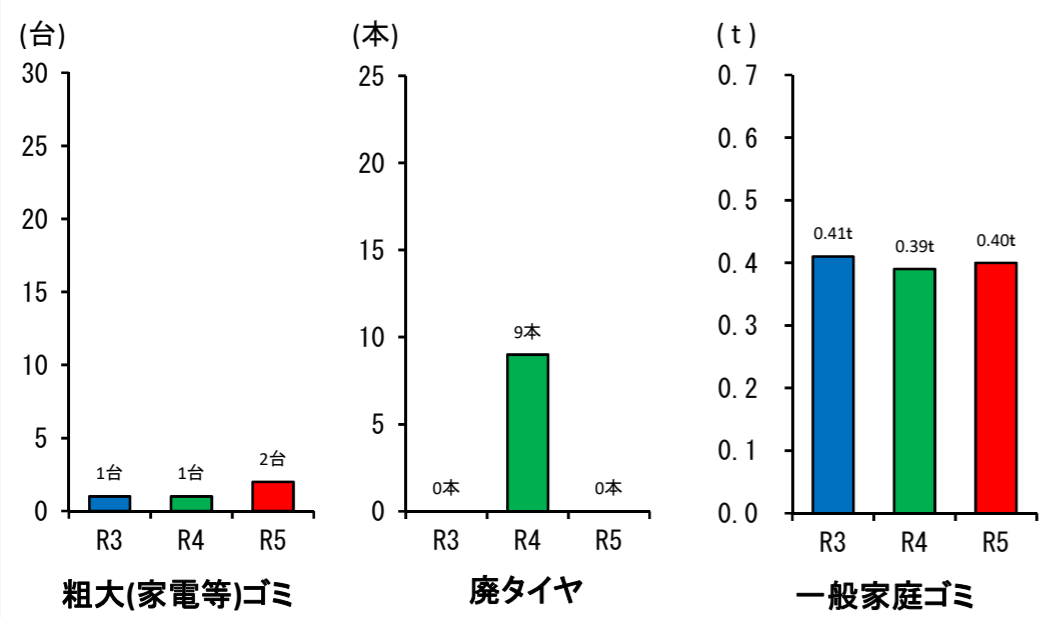


**河川にゴミを捨てる行為は違法です。**

○河川法(河川法施行令第16条の4)  
 何人も、みだりに次の行為をしてはならない。  
 河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。  
**罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金**

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)  
 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)  
 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。  
**罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方**



みんなの鶴川を大切に  
**鶴川ゴミマップ**  
 ~川はゴミ捨て場ではありません!~

【お問い合わせ先】  
 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部  
 鶴川沙流川河川事務所 計画課  
 〒055-0101 沙流郡平取町二風谷24-4  
 TEL 01457-2-4221